

経過措置品目のお知らせ

(経過措置満了日:2014年3月31日)

医療関係者 各位

謹 啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、すでに販売中止のご案内をさせていただきました下記品目につきまして、2013年3月21日付官報告示(厚生労働省告示第57号)にて経過措置品目へ移行し、2014年3月31日をもちまして経過措置期間が満了いたしますので、下記の通りご案内申し上げます。

今後とも引き続き弊社製品のご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹 白

記

1. 官報告示分

商品名	薬価収載名	規格単位	薬価基準収載 医薬品コード
取扱い販売中止案内：2010年3月5日付			
スルベゾール静注用1g	スルベゾール静注1g	(1g) 1瓶	6139500F2047
販売中止案内：2012年11月14日付			
ケイテン静注用0.5g	ケイテン静注用0.5g	0.5g 1瓶	6132424F1047
ケイテン静注用1g	ケイテン静注用1g	1g 1瓶	6132424F2043

2. 経過措置期間満了日

◆ 2014年3月31日 (2014年4月1日以降は、保険請求ができませんのでご留意下さい。)

以上